

特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第49号

特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則

特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例施行規則（平成14年岩手県規則第65号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後																					
<p>様式第3号（第2条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;"><u>自動車税</u> 課税免除申請書 <u>自動車取得税</u></p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">免除申請税額等</td> <td style="width: 10%;">[略]</td> <td style="width: 40%;">免除を受けようとする税額</td> <td style="width: 10%; text-align: center;"><u>自動車税</u></td> <td style="width: 10%;">[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>自動車取得税</u></td> <td></td> </tr> </table> <p>[略]</p> </div>		免除申請税額等	[略]	免除を受けようとする税額	<u>自動車税</u>	[略]				<u>自動車取得税</u>		<p>様式第3号（第2条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;"><u>自動車取得税</u> 課税免除申請書 <u>自動車税</u></p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">免除申請税額等</td> <td style="width: 10%;">[略]</td> <td style="width: 40%;">免除を受けようとする税額</td> <td style="width: 10%; text-align: center;"><u>自動車取得税</u></td> <td style="width: 10%;">[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>自動車税</u></td> <td></td> </tr> </table> <p>[略]</p> </div>		免除申請税額等	[略]	免除を受けようとする税額	<u>自動車取得税</u>	[略]				<u>自動車税</u>	
免除申請税額等	[略]	免除を受けようとする税額	<u>自動車税</u>	[略]																			
			<u>自動車取得税</u>																				
免除申請税額等	[略]	免除を受けようとする税額	<u>自動車取得税</u>	[略]																			
			<u>自動車税</u>																				
<p>様式第6号ア（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;"><u>自動車税</u> 課税免除承認（不承認）通知書 <u>自動車取得税</u> 取 消</p> <p><u>自動車税</u> の課税免除について、特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例第 条第 項に該当する（しない）ので、次のとおりしないこととなった</p> <p>承認（承認しないことと） 取 り 消 します。</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;"><u>自動車税</u></td> <td style="width: 40%; text-align: center;"><u>免除する期間及び税額</u> 取り消す</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">年 月 日から 年 月 日まで 月分 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>自動車取得税</u></td> <td style="text-align: center;">免 除 す る 税 額</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> </table> <p>[略]</p> </div>		<u>自動車税</u>	<u>免除する期間及び税額</u> 取り消す	年 月 日から 年 月 日まで 月分 円	<u>自動車取得税</u>	免 除 す る 税 額	円	<p>様式第6号ア（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;"><u>自動車取得税</u> 課税免除承認（不承認）通知書 <u>自動車税</u> 取 消</p> <p><u>自動車取得税</u> の課税免除について、特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例第 条第 項に該当する（しない）ので、次のとおりしないこととなった</p> <p>承認（承認しないことと） 取 り 消 します。</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;"><u>自動車取得税</u></td> <td style="width: 40%; text-align: center;">免 除 す る 税 額</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>自動車税</u></td> <td style="text-align: center;"><u>免除する期間及び税額</u> 取り消す</td> <td style="text-align: center;">年 月 日から 年 月 日まで 月分 円</td> </tr> </table> <p>[略]</p> </div>		<u>自動車取得税</u>	免 除 す る 税 額	円	<u>自動車税</u>	<u>免除する期間及び税額</u> 取り消す	年 月 日から 年 月 日まで 月分 円								
<u>自動車税</u>	<u>免除する期間及び税額</u> 取り消す	年 月 日から 年 月 日まで 月分 円																					
<u>自動車取得税</u>	免 除 す る 税 額	円																					
<u>自動車取得税</u>	免 除 す る 税 額	円																					
<u>自動車税</u>	<u>免除する期間及び税額</u> 取り消す	年 月 日から 年 月 日まで 月分 円																					
<p>様式第6号イ（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[略]</p> <p>自動車税の課税免除について、特定非営利活動法人に</p> </div>		<p>様式第6号イ（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[略]</p> <p>自動車税の課税免除について、特定非営利活動法人に</p> </div>																					

<p>係る県税の課税免除に関する<u>条例第4条第 項</u>に該当する（しない）<u>しないこと</u>となったので、次のとおり承認（承認しないことと）<u>取</u>り<u>消</u>します。</p> <p>[略]</p>	<p>係る県税の課税免除に関する<u>条例第5条第 項</u>に該当する（しない）<u>しないこと</u>となったので、次のとおり承認（承認しないことと）<u>取</u>り<u>消</u>します。</p> <p>[略]</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例施行規則に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出し、又は交付する申請書又は通知書について適用し、同日前に提出し、又は交付した申請書又は通知書については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例施行規則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。